

制限付一般競争入札の公告

制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年8月31日

工 事 発 注 票			内部発注番号	5081000110
1	工 事 件 名	上落合八幡歩道橋解体工事		
2	対 象 業 種	一般土木工事		
3	工 事 場 所	東京都新宿区上落合一丁目7番先から2番先まで		
4	工 事 概 要	特別区道23-580 【昼間施工】 (1) 土工 一式 (2) 仮設工 一式 (3) 撤去工 舗装撤去、構造物取壊し等 一式 (4) 復旧工 アスファルト舗装工(車道 総厚60cm 密粒度) 4.0m² インターロッキングブロック設置工(一般部) 10.0m² インターロッキングブロック復旧工(ブロック再利用) 60.0m² 境石工(一般部) 11.5m 街きょ工(一般部 155型) 18.4m 防護柵復旧工(横断防止柵) 33.0m 【夜間施工】 (5) 撤去工 階段部、通路部、支柱部撤去 一式		
5	工 期	契約締結の翌日から令和 9年 3月12日まで		
6	予 定 価 格	¥95,205,000-(消費税等含む。)		
7	低 入 札 価 格 調 査 制 度	適用する。(予定価格の75/100から92/100の範囲で定める。)		
8	入 札 参 加 資 格 要 件	(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。 (2) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生 手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に 基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。 ただし、新宿区が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にないこと。 (3) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成13年10月1日総財第550号) に基づく指名停止期間中でないこと及び別表各号に掲げる措置要件に該当するなど 入札に参加することが不適当と認められる事由のないこと。 (4) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年2月3日23新総契契第2218号) 及び東京都契約関係暴力団等対策措置要綱による入札参加除外措置期間中でないこと。 また、契約締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、入札参加資格を取り消し、 その者の入札を無効とする。 (5) 本発注票掲出時点に東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の 建設工事等競争入札参加資格(業種:一般土木工事)を取得している新宿区内業者であるこ と。		

		(6) 本発注票掲出時点に東京電子自治体共同運営電子調達サービスの業種名「一般土木工事」の共同格付が、 A・B・C のいずれかであること。
		(7) 建設業法第26条に基づき、本工事に対応する資格を有する技術者を、施工現場に配置できること。 監理技術者等に関する下記の書類については、希望申請時に写しをFAX又は添付ファイルで送信すること。 配置予定技術者の確認書類 ア 監理技術者の場合・・・(ア)監理技術者資格者証(表面・裏面)の写し (イ)監理技術者講習修了証(登録機関が発行)の写し (ア)の裏面に監理技術者講習修了履歴の添付がある場合、(イ)の提出は不要 イ 主任技術者の場合・・・ 住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用) 、 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 等、雇用関係を確認できる書類の写し (あて先)総務部契約管財課契約係 FAX:03-5287-5597
		(8) 本工事は、一定の要件のもと、建設業法施行令第27条第2項の適用を受ける専任技術者の兼務を認める。要件については、「新宿区が発注する工事における建設業法施行令第27条第2項の適用に係る運用基準」(新宿区公式ホームページに掲載)を確認すること。 また、本工事は、一定の要件のもと、建設業法第26条第3項ただし書の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認める。要件については、「新宿区が発注する工事における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用に係る運用基準」(新宿区公式ホームページに掲載)を確認すること。
		(9) 新宿区公契約条例(令和元年新宿区条例第2号)に定める労働環境の適正性の確認について理解し、契約締結後に必要な書類(労働環境確認報告書等)を提出すること。
		(10) 入札までに、上記要件を満たさなくなったときは入札に参加できない。
9	申込み方法等	東京電子自治体共同運営電子入札サービス(以下「電子入札サービス」という。)により申し込むこと。 なお、入札申込者数が2者に満たなかった場合は、本工事発注票に基づく入札は中止とする。
10	電子契約	本案件は、電子契約の選択ができる。 電子契約を希望する場合は、「電子契約サービス利用申出書」に必要事項を入力のうち、希望申請時に添付ファイルで送信すること。 (紙の契約書を希望する場合は、提出不要。) 電子契約については、新宿区公式ホームページに掲載しているので、確認すること。
11	入札参加資格の決定	入札参加資格確認結果通知を令和 8年 9月 4日(金)午後に行うので、電子入札サービスにて確認すること。
12	設計図書等	電子入札サービスにより取得すること。 指名通知を受けた者は、必ず設計図書等(発注図書)を受領し、見積額を積算した上で入札書を提出すること。 設計図書等を取得しなかったことが判明したときは、入札参加を取り消す。 また、設計図書等を受領していない者のした入札は無効とする。 (受領方法については、「電子入札操作手順書(工事)」の141頁を参照のこと。)
13	質問の方法	本工事内容の質問は、原則としてFAXによる質問書(任意の様式)の提出とする。 質問の期限は、9月17日(木)午後5時までとする。 質問書の回答は、後日速やかに行う。 (あて先)みどり土木部道路課道路設計係(勝目) FAX:03-3209-5595

14	入札時の 注意事項	内訳書登録の必須項目である、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に金額を入力した上で、入札書を送信すること。(項目～については入力しないこと。) また、入契法第12条で定める入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費(事業主負担額)、安全衛生経費、建設業退職金共済契約掛金、当該公共工事の施工のために必要な経費の各項目に金額を入力した上で、入札書を送信すること。(項目については、区より別途規定が有る場合を除いて、0と入力すること。) 内訳書登録がない場合は、入札を無効とする場合がある。 (内訳書登録については、「電子入札操作手順書(工事)」の212、213頁を参照のこと。)
15	希望申請 受付期間	令和 8 年 8 月 31 日(月)午前8時30分から 9 月 2 日(水)午後5時00分まで
16	入札書提出 締切日時	令和 8 年 9 月 25 日(金)午後1時00分
17	開札日時	令和 8 年 9 月 25 日(金)午後2時00分
18	入札保証金	免除する。
19	契約保証金等	契約金額が1,000万円以上(消費税等含む。)の場合は、契約金額の10%以上の契約保証金を納付、又は履行保証保険等を提出する。
20	前払金	請求できる。
21	中間前払金	請求できる。(支払いの制限あり)
22	契約条項	新宿区所定の「工事請負契約書」による。 「約款」「新宿区公契約条例に基づく労働環境の確認に関する特記事項」「暴力団等排除に関する特約条項」は、新宿区公式ホームページに掲載。 入札参加者は必ず確認すること。
23	その他	(1) 入札参加に当たっては、「競争入札参加者心得」をあらかじめ熟読しておくこと。 (2) 低入札価格調査の対象となった場合は、速やかに工事費積算内訳書(設計図書とともに送付した参考内訳書(金額抜き)に対応したもの)の提出を求めるため留意すること。 (3) 本工事は、新宿区公契約条例の規定が適用され、労働報酬下限額以上の報酬の支払い等が義務付けられる。関係資料を新宿区公式ホームページに掲載しているので、確認すること。 (4) 本案件は、「新宿区工事成績評定要綱」に基づき、工事成績評定を実施する。 要綱については、新宿区公式ホームページに掲載しているので、確認すること。 (5) この工事の請負契約を締結する本店(代理人を置いている場合は、その支店・営業所等)において、対応する建設業許可を受けていることが必要。